

# 会 議 録

## 1 会議名

平成 29 年度第 2 回上越市環境政策審議会

## 2 議題（公開・非公開の別）

- (1) 視 察 「上越市クリーンセンター」視察（公開）
- (2) 報 告 第 1 回環境政策審議会の追加意見について（公開）
- (3) 審議事項 プラスチック類等の分別区分の変更について（公開）

## 3 開催日時

平成 29 年 10 月 20 日（金）午後 1 時 30 分から午後 3 時 20 分まで

## 4 開催場所

上越市クリーンセンター 第 1 会議室

## 5 傍聴人の数

0 人

## 6 非公開の理由

なし

## 7 出席した者（傍聴人を除く）氏名（敬称略）

委 員：田村 三樹夫、濱 祐子、山縣 耕太郎、山本 敬一、高野 尚人、  
井澤 正人、矢頭 治、小池 作之、立入 スミエ、高橋 裕、  
清水 庸右、吉田 実、仁科 康秀、井部 辰男、小山 貞榮、  
鳴海 榮子、青木 ユキ子

事務局：笠原自治・市民環境部長

環境保全課：瀧本課長、平野副課長、大島環境計画係長、大堀主事、  
新保環境対策係長、細谷環境学習係長

生活環境課：山田課長、齋藤副課長、永野主幹、石田衛生環境係長、  
藤井主任、小池主事、小酒井リサイクル推進係長、  
中津川施設管理係長、山本ごみ焼却係長、中島污泥処理係長

## 8 発言の内容

(事 務 局)：ただ今から平成 29 年度第 2 回上越市環境政策審議会を開催する。

開催に当たり、笠原上越市自治・市民環境部長から挨拶させていただく。

(笠原部長)：（挨拶）

(事 務 局)：本日の出席状況について報告させていただく。委員 20 名のうち 18 名の出席予定である。嶺村委員、石川委員からは欠席の連絡をいただいている。

ここで、役員の交代について報告する。第 1 回審議会に出席いただいた東北電力株式会社上越営業所長の加藤委員が人事異動に伴い転出された。後任として嶺村委員が着任されたことを報告する。

(1) 「上越市クリーンセンター」視察

(事務局)： 最初に、施設紹介のDVDをご覧いただき、その次に施設内を見学していただく。案内は当施設の管理運営を委託している上越環境テクノロジー株式会社が務める。

(クリーンセンター紹介DVDの放映、施設内見学)

(事務局)： 施設の紹介、見学を通して、何か質問や意見はないか。

(委員一同)： (質問、意見なし。)

(2) 第1回環境政策審議会の追加意見について

(事務局)： これより会議に入る。上越市環境政策審議会規則第3条第1項定により、「審議会の会議は会長が議長となる。」と定めていることから、議長は山縣会長にお願いする。また、議長の補佐を井部副会長にお願いする。

(山縣会長)： これからしばらく議長を務めさせていただく。よろしくお願ひしたい。今ほど新しいクリーンセンターを見学させていただいたが、立派な施設が出来たかと思う。今後はいかにこの施設を有効に活用していくかという段階に入っていく。

本日もごみに関する話が出てくるかと思う。余談になるが、私はここ3年ほどアフリカのケニアで地球温暖化の影響に関わる調査をしている。

突然今年から、ケニアではビニール袋の使用が禁止となった。街でも郊外でも、ビニール袋が散乱する様子が見られ、その袋を牛などが食べて死んでしまうことがあつての措置である。

日本の常識からすると、まずはごみ捨ての徹底とかそれに対する規制とかということになると思うが、ケニアでは上手くいかないため、ビニール袋の使用禁止というかなり厳しい措置となっている。見つかると数十万円の罰金や禁錮となることもある。

そういった例を見ても、ごみに関わることは、行政はもちろん、ごみを出す側の姿勢や取組が重要となってくる。本日の審議事項である上越市のごみの問題も、行政と市民とがきちんとタッグを組み、取り組んでいくことが必要となってくると思うので、委員の皆様からは忌憚のない意見を出していただきたい。

それでは、(2) 報告 第1回環境政策審議会の追加意見について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)： 資料1をご覧いただきたい。第1回目の審議会終了後、4名の委員から「意見照会シート」を提出いただき、16の項目について意見、質問をいただいた。回答については9月11日付けで全委員に送付し、回答後は特に問い合わせ等はいただいていないが、改めて意見等があれば頂戴し

たい。

(山縣会長)： 意見を出していただいた委員の方々、ありがとうございました。回答は確認いただいているかと思うが、何か意見や質問等があればお願いしたい。

(委員一同)：(質問、意見なし。)

### (3) プラスチック類等の分別区分の変更について

(山縣会長)： (3) 審議事項 プラスチック類等の分別区分の変更について、事務局から説明をお願いする。

(山田課長)： プラスチック類等の分別区分の変更については、6月の第1回環境政策審議会において、変更の経緯や見直し案の概要、実施時期等の説明をさせていただいた。

その中で委員の皆様から、住民説明会の実施の必要性、プラスチック製容器包装の分別をきちんと行うという啓蒙が必要であること、市民への周知時期を早めた方がよいのでは、モデル地区の設定を考えてみてはどうか、といったご意見をいただいた。また、資料1においても意見をいただいた。

市ではこの間、見直しを行う品目の詳細を検討するとともに、いただいたご意見を踏まえて、周知方法やスケジュールについて整理させていただいた。

本日は、その内容について説明させていただく。資料2をご覧ください。

資料に記載はないが、資料2の1(1)変更する品目について、現在プラスチック類等を燃やせるごみとして区分している板倉区の収集ごみの組成調査の結果を踏まえて、板倉区で適用している分別区分と同様の区分としている。

(資料2、別紙1及び別紙2に基づき説明)

(山縣会長)： ただいまの説明について、質問、意見はないか。

(山本委員)： 現在上越市に居住されている方はこうすればいいというのは分かるが、問題になるのは、転入してくる方。ごみをどのように処理したらいいか悩んでしまう。転入してくる方が最初に訪れるのは市民課であるが、そこできちんと説明されてきたのか。

(山田課長)： 例年、異動の多い3月下旬から4月上旬にかけて、生活環境課職員が市民課ロビーにおいて、ガイドブックを渡しながらかごみの出し方の一連の流れを説明している。

(山本委員)： 年間を通してはいかがか。窓口で資料などは渡しているのか。

(山田課長)： 対応している。

(山本委員)： 3月1日号の広報での周知となると転入してくる前になってしまうので、資料の配布が大変になるかと思われる。

(山田課長)： 例年、あまりごみ出しの経験がないと思われる新入学の学生向けに、県立看護大学及び上越教育大学の入学ガイダンスの際に、ごみの出し方や分別区分について説明する機会をいただいている。

(山本委員)： 家族で来られる方は各町内の集まり等でごみ出しの相談にのることもできるが、アパート入居者が問題。どこでも揉めているのは、アパート入居者のケースが多いような感がある。

別紙2のチラシ案について、プラスチック製ハンガーのイラストが針金ハンガーに見える。変更した方がよいのではないか。

(山田課長)： 確かに針金ハンガーは根元がねじれているものが多い。検討させていただく。

(山本委員)： 混入する恐れのあるものとして、乾燥剤、エージレスが食品に多く含まれている。また、使い捨てカイロの分別が紛らわしいが、資料に掲載してあるか。

(小酒井係長)： 乾燥剤は資料別紙1のNO.23に掲載してある。エージレスとは具体的に何か。使い捨てカイロは鉄であり、燃やせないごみの区分で変更はない。

(山本委員)： エージレスは脱酸素剤のことである。

(矢頭委員)： 脱酸素剤が別紙1に掲載されているが、主成分は使い捨てカイロと同じ鉄だと思いがいがか。

(山田課長)： 確認して正確にお伝えしたい。

(山縣会長)： 山本委員が心配されているのは、紛らわしいものが今回の変更の際に混入してしまうことかと思う。紛らわしいものは「燃やせないごみ」と、特に示してもらいたい。

(山田課長)： そのように対応する。

(山縣会長)： その他に質問等ないか。

(矢頭委員)： なぜプラスチック製容器包装が燃やせないのかと、不思議に思う方が出てくると思う。容器包装リサイクル法に基づいて実施しているということは調べれば分かったが、別紙2のチラシの1枚目を見た限りでは分からない。なぜクリーニングの袋はリサイクルできなくて、レインコートが入っていた袋はリサイクルしなくてはいけないのか、なぜ厚いビニールのレインコートは燃やせるごみなのか。実感として理解できないと思う。

チラシ1枚目の下の注意点のところに、容器包装リサイクル法に従って、国の指針に基づいて行っているということを明確に記載した方が納得を得られやすいのではないか。

(山田課長)： チラシ裏面に「容器包装の出し方」とあるが、確かにクリーニングの袋は分別に迷うところである。注意していただくような形で工夫をしていきたい。

(山縣会長)： 容器包装に関しては、チラシ案の裏面に詳しい記載がある。

(濱 委員)： このチラシは1枚で配られるのか。それとも2枚で配られるのか。

(山田課長)： 表裏1枚で考えている。

(濱 委員)： このようなチラシは冷蔵庫に貼る人も多いと思われる。裏面を見落とし  
てしまうともあると思うので考慮いただきたい。

(山田課長)： このチラシは、広報上越と一緒に1枚もので配布し、変わるのだという  
ことを目で伝えようと考えているものである。確かに冷蔵庫などに貼られ  
る場合は片面でないと目に入らない可能性もある。

(濱 委員)： チラシ下の「裏面もご覧ください」の文字をもう少し見やすく、強調し  
てみてはどうか。

(山田課長)： 承知した。工夫したい。

(山縣会長)： チラシ案の変更はまだ可能か。

(山田課長)： 可能である。

(山縣会長)： この機会に意見があれば出していただきたい。

(小山委員)： 資料2について、1(2)③のクリーンセンターへの直接搬入は有料か。

(山田課長)： 有料である。

(小山委員)： 資料2の3スケジュールについて、項目欄に9月、10月…とあるが「年  
月」にした方がよいのではないか。

(山田課長)： ご指摘のとおり。今後の資料作成で気をつけたい。

(矢頭委員)： 別紙2の裏面「汚れを落とす」の枠について、※印の注釈のところに分  
かりづらいのではないか。

(山田課長)： 再商品化合理化拠出金の関係で、資源物の綺麗さによってランク付けさ  
れ、ランクに応じて市町村に入ってくる金額が変わってくる。汚れている  
と安くなる。そういう趣旨だが、確かに一般の市民には分かりづらい。

(矢頭委員)： 「汚れが付着しているとリサイクルできません」と書いてあるが、注釈  
の部分では汚れがあってもリサイクルできるように読み取れる。矛盾して  
いるのではないか。

(山田課長)： 文言の整理をする。

(山縣会長)： 確認だが、クリーンセンターに搬入した場合は有料か。

(山田課長)： 料金は現行のとおり。家庭ごみは10kgまでごとに30円。事業系一般廃  
棄物は10kgまでごとに150円。剪定枝は無料である。

(山縣会長)： 有料についてはチラシに記載しなくてよいか。

(青木委員)： 有料であることの記載は必要ないと思う。燃やせるごみ、燃やせないご  
みは指定袋や指定シールを購入しているのだから、もともと有料である。  
多くの情報を入れ過ぎるとかえって混乱を招くことになるのではないか。

(山縣会長)： 他に意見はないか。

(委員一同)： (質問、意見等なし。)

(山縣会長)： 本日の意見を参考に事務局は検討を進めてほしい。

最後に全体を通して何か質問や意見はないか。

(委員一同)： (質問、意見等なし。)

(山縣会長)： 事務局から何か連絡事項等あるか。

(事務局)： 特になし。

(山縣会長)： それでは、これで審議を終了し、議長の任を解かせていただく。

(事務局)： 山縣会長、ありがとうございました。

今年度予定していた2回の審議會はこれをもって終了とする。今後、急を要する案件がない限り、次回は来年度以降の開催となる予定である。

以上をもって、本日の會議は終了とする。

## 9 問い合わせ先

自治・市民環境部 生活環境課 衛生環境係 TEL：025-526-5111 (内線 1020-1195)

E-mail：seikatsu@city.joetsu.lg.jp

## 10 その他

別添の會議資料も併せてご覧ください。